

# 法律クリアの 広告コピー講座

◇ 6 ◇

## 今週の広告コピー参考実例

- ・皮膚にトラブルを抱えている患者さんたちに、○週間の間、毎日使用していただき、その結果を観察したところ、平均で約○○%の方々の改善率を得ました

敏感肌用など低刺激性の化粧品広告で、「アレルギーテスト済み」、「ノンcomedジェニックテスト済み」、「皮膚刺激性テスト済み」などの表現を見かけます。

各種テストについては、試験方法の基準も承認制度などもないため、事実であれば記載できます。自社基準で試験を行い、自社責任で表示するものです。

ただし、このような表現を行う場合には、安全性の保証につながらないように、以下の注意点を守る必要があります。

- ・「すべての方にアレルギーが起こらないということではありません」といったデメリット表示を、同程度の大きさで目立つように併記すること
  - ・キャッチフレーズになっていないこと
  - ・「ノンcomed」などの語句のみを表示し、あいまいな内容で消費者に誤解を与えるおそれがあるような広告／表示を行わないこと
- ここで気をつけたいのは、上記の注

## 久保京子 プロフィール



86年慶応義塾大学文学部卒業後、花王株式会社に入社。07年から財団法人日本産業協会にて、電子商取引モニタリング調査に携わる。09年にネットショップの広告表記や顧客サービスのコンサルティングを行う株式会社フィデスを設立、代表取締役社長に就任。

意点を充たしていたとしても、そのアレルギーに関する広告表現が、安全性の保証につながる表現であると認められないことです。

例えば、「アレルギーテスト済み」にそのデメリット表示を併記したとしても、「敏感肌の悩みは、××（商品名）で解消しましょう」といった表現が関連づけられて記載されていた場合は、安全性の保証表現とみなされます。

また、アレルギーテストに関する臨床データの掲載も認められていません。

データではなくテスト方法についても、たとえそれが事実であったとしても、安全性の保証につながるような表示はいけません。「敏感肌の方××人に、△週間の間、毎日使用していただき、平均で約○%の方々の改善率を得ました」といった表記もそうした一例です。

結論として、「アレルギーテスト済み」という内容は、あくまで自社の製品管理事項であって消費者への安全性訴求に使うべき表示ではない、と国は考えているということになります。

(毎週掲載)

「テスト済み」だけで安全性訴求はできない